

令和3年第1回（2月）臨時会

東伊豆町議会議録

令和3年 2月19日 開会

令和3年 2月19日 閉会

東伊豆町議会

令和3年第1回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（2月19日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町 一般会計補正予算（第10号））	5
○議案第1号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動 対策貸付資金利子補給金基金条例の制定について	8
○議案第2号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水 路災害復旧工事請負契約の変更について	9
○議案第3号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）	11
○動議の提出について	15
○日程の追加について	15
○意見書案第1号 地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書について	16
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

令和3年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和3年2月19日（金）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号））

日程第 4 議案第 1号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の制定について

日程第 5 議案第 2号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約の変更について

日程第 6 議案第 3号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）

追加日程第1 意見書案第1号 地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書について

出席議員（12名）

1番	楠 山 節 雄 君	2番	笠 井 政 明 君
3番	稲 葉 義 仁 君	5番	栗 原 京 子 君
6番	西 塚 孝 男 君	7番	須 佐 衛 君
8番	村 木 脩 君	10番	内 山 慎 一 君
11番	藤 井 廣 明 君	12番	鈴 木 勉 君
13番	定 居 利 子 君	14番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
税 務 課 長	福 岡 俊 裕 君	健康づくり課	鈴 木 嘉 久 君

健康づくり課
参事
観光商工課長

齋藤和也君
山田義則君

農林水産課長

桑原建美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

国持健一君

書

記

吉田瑞樹君

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

令和3年東伊豆町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会には、専決処分に関する承認案及び条例の制定、変更契約、補正予算が上程されております。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議員各位におかれましては本臨時会におきましてもマスクの着用と手指を清潔に保つなど、感染症予防に御協力をいただくとともに、健康に十分御留意され、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

静岡県内における新型コロナウイルス感染症の状況は改善が見られますが、新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言は、10都道府県において期限が3月7日まで延長されております。当町においては、首都圏4都道県の緊急事態宣言、GoToキャンペーンの一時停止により、宿泊業、観光業をはじめ町内産業は大変厳しい状況となっております。

国の第3次補正地方創生臨時交付金、県の地域振興臨時交付金を財源といたし、支援事業及び対策事業を推進するため準備を進めておるところでございます。

今臨時会におきまして御審議をお願い申し上げます内容は、条例制定が1件ございます。また、工事請負契約の変更に関する案件、加えまして、新型コロナウイルスワクチンの接種事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業を内容とする令和2年度一般会計補正予算（第11号）を編成いたしましたので、御審議いただきたいと思います。

また、補正予算（第11号）の編成以前に、緊急に新型コロナウイルスワクチン接種事業のシステム改修を実施する必要が生じました。ほかにも緊急に予算措置が必要なものが生じたため、令和2年度一般会計補正予算（第10号）を1月13日に専決処分させていただきましたので、承認を求めるものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

最後になりますが、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、春間近といえ、まだまだ厳しい寒さが続きますので、健康には十分御留意されまして、ますます御健勝でありますよう、また、御活躍を祈念申し上げます、臨時会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番、藤井議員、12番、鈴木議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号））

○議長（村木 脩君） 日程第3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（10号））についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に必要なシステム改修や備品購入費を予算措置したほか、通常のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の増加により、委託料の増額が必要となったため、令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）を処分したものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたし

ます。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについての令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）について、概要を御説明いたします。

令和2年度東伊豆町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,474万1,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、補正前の金額に123万3,000円を追加し、423万2,000円といたします。1節保健衛生費補助金、細節4、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金123万3,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に充当する国庫補助金であります。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に278万8,000円を追加し、1億6,133万4,000円といたします。1節、細節1、財政調整基金繰入金278万8,000円の増につきましては、今回の補正における歳入歳出予算調整後の不足額を補填措置した内容でございます。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、補正前の金額に47万7,000円を追加し、7,360万5,000円といたします。

事業コード1、税務総務事業、12節委託料、細節1 税務データ復旧業務委託料47万7,000円の増につきましては、パソコンの故障によりデータの復旧を委託するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の金額に204万4,000円を追加し、2,464万3,000円といたします。

事業コード2、成人予防接種事業、12節委託料、細節1 インフルエンザ予防接種委託料57

万4,000円の増及び細節2 高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料23万6,000円の増につきましては、各予防接種をされた方が増加したため、増額措置するものであります。

事業コード4、新型コロナウイルスワクチン接種事業、12節委託料、細節1 システム改修委託料99万円の増及び17節備品購入費、細節1 管理用備品24万4,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に必要なシステム改修委託料とパソコンを購入する内容であります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農地費、補正前の金額に150万円を追加し、2,093万1,000円といたします。

事業コード1、中山間地域総合整備事業、18節負担金及び交付金、細節2 中山間地域総合整備事業負担金150万円の増につきましては、稲取農道4号改良工事等の追加分を増額措置するものであります。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額69億6,072万円に402万1,000円を追加し、69億6,474万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額69億6,072万円に402万1,000円を追加し、69億6,474万1,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、国県支出金が123万3,000円、一般財源を278万8,000円といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号））についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の制定について

○議長(村木 脩君) 日程第4 議案第1号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第1号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴い、利子補給の費用を基金として積み立てるため、基金条例を制定するものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第1号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の制定につきまして、お手元の資料により概要説明をさせていただきます。

初めに、第1条において目的や基金を設置する旨を規定しております。

第2条では、積み立てる額について臨時交付金実施計画に記載した額を限度額とし、一般会計歳入歳出予算に定める額としております。

第3条では管理について、第4条では処分について、利子補給金事業に限り処分できる旨を規定しております。

最後に、本条例の施行日につきましては、公布の日から施行するとし、令和5年3月31日

限り、その効力を失うとしております。

以上、簡単ではございますが議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第1号 東伊豆町新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害
復旧工事請負契約の変更について**

○議長（村木 脩君） 日程第5 議案第2号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第2号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

去る8月11日に議決していただいた同工事において工事内容の一部に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては農林水産課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 農林水産課長。

○農林水産課長（桑原建美君） ただいま提案されました議案第2号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約の変更について、御説明させていただきます。

変更内容でございますが、参考資料に記載しましたとおり、コンクリートブロック積工が36平方メートルの減工、転石破砕が102立方メートルの増工により、契約額6,491万1,000円を3万3,000円減額し、変更契約額は6,487万8,000円となります。

また、転石破砕に日数を要したため、完成を3月10日から3月26日に変更するものでございます。

お手元に参考資料として当初及び変更を図示した図面及び工事変更請負仮契約書の写しを添付してございますので、御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第2号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）

○議長（村木 脩君） 日程第6、議案第3号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第3号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1,584万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を69億8,058万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金や感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫補助金を増額いたしました。

次に、歳出の主な内容ですが、利子補給の基金積立金や新型コロナウイルスワクチンの接種事業を増額、また、感染症対策事業について実績に基づいた調整を行いました。必要な財源配分を行った後、財政調整基金からの繰入措置をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第3号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）について、概要を御説明いたします。

令和2年度東伊豆町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,058万3,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、補正前の金額に795万8,000円を追加し、1,219万円といたします。1節保健衛生費補助金、細節4新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金795万8,000円の増は、ワクチン接種の必要経費に対する国庫補助であります。

7目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、細節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金316万4,000円の増は、要件を満たす国庫補助事業の補助裏分について、第3次分として追加されたものであります。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額から900万円を減額し、1億1,909万円といたします。1節、細節1ふるさと納税基金繰入金900万円の減は、観光商工課の予算でコロナ関連の利子補給分1,900万円の減並びに感染症対応備品等購入費補助金（町単分）1,000万円増に対する財源として、ふるさと納税基金繰入金を調整したものであります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、21目利子補給基金費、補正前の金額に1,700万円を追加し、1,700万円といたします。

事業コード1、利子補給基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金1,700万円の増につきましては、令和3年度以降における利子補給補助金の財源の一部を積み立てるものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の金額に796万5,000円を追加し、3,260万8,000円といたします。

事業コード4、新型コロナウイルスワクチン接種事業796万5,000円の増につきましては、消耗品や印刷製本費、コールセンター委託料、予約システム使用料など、ワクチン接種や医薬管理に必要な経費を計上しております。

9ページ、10ページを御覧願います。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の金額から912万3,000円を減額し、2億6,160万9,000円といたします。

事業コード2、中小企業金融対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節2経済変動対策資金利子補給補助金1,900万円の減につきましては、実績に基づく減額であります。

事業コード4、新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付

金、細節４クラウドファンディング商工会補助金100万円の減につきましては、補助内容を事務費と広告費等の経費のみとするものであります。細節７新規事業参入者支援補助金87万7,000円の増につきましては、申請１件増の計４件となったことによる増額であります。細節８感染症対策備品等購入費補助金（町単分）1,000万円の増につきましては、現在実施しております臨時交付金事業分と新年度に実施します第３次補正分の間をつなぐ事業分として計上しております。

恐れ入りますが、３ページ、４ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額69億6,474万1,000円に1,584万2,000円を追加し、69億8,058万3,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額69億6,474万1,000円に1,584万2,000円を追加し、69億8,058万3,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が1,112万2,000円の増、その他が900万円の減、一般財源を1,372万円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 10ページなんですけれども、町長、クラウドファンディングの関係、商工会補助金の関係なんですけれども、そもそもこの事業の趣旨というのは何だったんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 趣旨は基本的には困っている企業には、基本的にはよその人から基金をもらった中で立て直す、そういう事業だと感じております。

以上です。

○14番（山田直志君） 町内で昨年取り組まれた経過はあるんですけれども、いずれにしても今、十分とは言えないけれども、国や県のいろんな支援策がある、出てきている中で、今、同じ形で同じものをやっても本当に効果があるのか、急速に、その部分では支援がないときに、支援が確定しないときに、本当に緊急事態が発出されて困ったなというときに、いち早く資金を集めて提供するということについては意味はあったんだと思うんです。

ただ、現在に至ると、国・県の支援が不十分とはいえ、様々な形で行われている中で、同じような形で中小や飲食店等に支援という形でクラウドファンディングやるとしても、今この緊急事態の発出されているこの時点でその取組がされていない。じゃ、この後、緊急事態宣言が解除された後でも、こういうクラウドファンディングの取組が有効なのかなという、やっぱりこの時期を失した補助というのは意味をなしてこないんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当町におきましては、そういう中で暮れにやるというお金もある程度なかったと、その中で300万を200万にして繰り越すんですけども、新年度におきまして、またどういう状況になっていくか分かりません。基本的にはますます厳しくなるのではないかというのは感じております。

その中で自助努力の中の100万、これはもう自分の身を切った中でも本当の経費の中を見ていくという中でやるもので、私は繰り越すことによって外部からのクラウドファンディング、企業が立ち直ってくれば大変ありがたく感じておるもので、それはまた御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第3号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎動議の提出について

○14番（山田直志君） 議長、動議。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 賛成議員5人の賛成を得て、意見書の提出をしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎日程の追加について

○議長（村木 脩君） お諮りします。ただいま14番、山田議員から意見書案第1号 地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書についてが提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号 地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◎追加日程第 1 意見書案第 1 号 地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書について

○議長（村木 脩君） これより追加日程第 1、意見書案第 1 号 地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 総務経済常任委員会では、この間、観光協会や商工会の役員の方々の意見交換会を行ってきました。

その中で、やっぱり町内の事業者の皆さんが商売をこれからも続けていくためには、やっぱりさらなる支援策が必要だという強い声も伺っておりますので、そうした声を基に意見書を提出することといたしました。

朗読をもって提出の説明とさせていただきます。

意見書案第 1 号 地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 19 日提出。

東伊豆町議会議長 村木 脩様。

提出者 東伊豆町議会議員 山田直志。

賛成者 東伊豆町議会議員 西塚孝男、須佐 衛、内山慎一、藤井廣明、鈴木 勉。

1 枚おめくりください。

地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書。

新型コロナウイルスの第 3 波の感染拡大により、国は再度の緊急事態宣言の発出を行い、その後延長を行った。

観光立町である当町では、昨年 5 月の宿泊客数が前年対比で 2 % と空前の落ち込みとなったものの、8 月以降は G o T o キャンペーンの効果もあり 12 月に前年対比 88 % まで回復した。

しかし、再度の緊急事態宣言の発出により県を跨いだ移動自粛の要請や高齢者などの旅行控えなどによって、今年 1 月の宿泊客は前年比 35 % に落ち込み、繁忙期である 2 月であっても予約の段階で前年比 30 % をも割り込むような事態となっている。

このような状況に加え、コロナ収束の先行きも見通せない中、宿泊業のみならず町内全域の事業者から「経営を維持できない」等の悲痛な声が広がっている。

当町では観光が雇用と地域経済のエンジンになって成り立っており、コロナ禍の長引く事態に備えた、更なる対策が求められている。

よって国においては、地域経済の持続のために、次の対策に取り組まれることを強く求める。

記

1 持続化給付金や家賃支援給付金の複数回の給付など、コロナ禍を乗り切るまでを見通した事業者支援を行うこと。

2 持続化給付金や家賃支援給付金の売り上げ50%減少の要件を引き下げるなど、幅広く事業者を救済すること。

3 地方自治体が地域や業種の実情に応じて行っている事業継続のための支援をさらに継続・充実できるよう、地方への財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年2月19日。

殿。

東伊豆町議会。

その裏をおめくりください。

送付先については別紙のとおりです。よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） これより意見書案第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより意見書案第1号 地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書についての討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより意見書案第1号 地域経済の持続への更なる支援対策を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉会します。

令和３年東伊豆町議会第１回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前１０時０８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____